

公益社団法人 日本ダンススポーツ連盟
公認指導員研修会講師派遣要項

本要項は、JDSF 公認指導員（以下単に「公認指導員」という）の「研修会」の内、講師派遣に関する詳細を定めたものである。

1. 講師

(1) 机上講義（競技力、普及共通）

指導部が承認する講師とする。

(2) 実技講義

指導部が承認する講師とし、原則としてカップルで講義を行う。

講師選出は以下のいずれかとする。

- ・ 競技力A級または（公財）日本体育協会コーチ資格者とし、指導部が承認する講師とする。
- ・ PD技術部またはPD事務局が選出した講師で、指導部が承認する講師とする。
- ・ 原則として、上記JDSF講師をもって行うものとする。
- ・ 他団体ダンス教師を含め外部講師に依頼する場合は、事前申請時に指導部が決定する。

2. PDへの講師依頼

- ・ ダンススポーツ教本に特化して講義を行う場合は、指導部長を経由してPD技術部に講師選出を依頼する。
- ・ ダンススポーツ教本に特化せず講義を行う場合は、指導部長を経由してPD事務局に講師選出を依頼する。

3. 服務関係

(1) 講師料

a. JDSF講師

謝金支給規程による。

b. 特別講師

原則として謝金支給規程によるが指導部長が決定する。

(2) 交通費

JDSF旅費規程に基づく。

(3) 宿泊費

原則として支給しない。ただし、講師を遠距離から招聘せざるを得ない場合は、JDSF旅費規程に基づいて支給する。

付則

2003年	3月26日	制定
2004年	9月26日	改訂
2005年	6月25日	改訂
2006年	4月23日	改訂
2018年	1月1日	改訂
2018年	4月1日	改訂
2018年	10月1日	改訂